

○石川県警察電話の運用に関する訓令

〔平成16年9月16日〕
石川県警察本部訓令第15号

改正 平成26年3月17日警察本部訓令第4号

石川県警察電話の運用に関する訓令を次のように定める。

石川県警察電話の運用に関する訓令

石川県警察電話の運用に関する訓令(昭和47年石川県警察本部訓令第8号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条―第5条)

第2章 交換室(第6条)

第3章 通信統制等(第7条―第10条)

第4章 通信施設の新設・変更等(第11条―第13条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、石川県警察における電話による通信の正常かつ能率的な運営を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(準拠)

第2条 石川県警察における電話の運営に当たっては、警察通信規則(昭和30年国家公安委員会規則第7号)、警察電話要則(平成14年警察庁訓令第13号)及び警察電話要則に基づく細則に定めるもののほか、この訓令の定めるところによるものとする。

(国際電話)

第3条 国際電話を発信しようとする警察職員は、次の各号に掲げる事項を警務部警務課長(以下「警務課長」という。)に申し出て、発信の承認を得なければならない。

- (1) 発信者の所属、職名、氏名及び発信電話番号
- (2) 発信する国際電話に係る用件
- (3) 着信者の国名及び電話番号

2 国際電話は、交換室から直接又はこれを中継して発信しなければならない。

3 交換取扱者は、国際電話を発信及び終了したときは、国際電話取扱記録簿(別記様式第1号)に記載しなければならない。

(加入電話の使用)

第4条 加入電話は、次の各号に掲げる場合に使用することができる。

- (1) 警察専用電話がないか又は不通の場合
- (2) その他やむを得ない理由がある場合

(障害等の通報)

第5条 警務課長は、電話に障害等が発生した場合は、その内容を速やかに中部管区警察局石川県情報通信部機動通信課長(以下「機動通信課長」という。)に通報するものとする。

第2章 交換室

(交換室の事務)

第6条 交換室は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 警察電話と警察電話以外の電話との間で行う通信の接続
- (2) 第7条に規定する通信統制により発信の規制を受けている電話から他の電話への通信の接続
- (3) 第9条に規定する非常措置が講じられた場合における必要な措置の実施
- (4) 警察電話番号その他警察電話の使用についての案内

第3章 通信統制等

(通信統制)

第7条 警務課長は、電話の正常かつ能率的な運営を図るため、通信統制を行うものとする。

(一斉指令通話)

第8条 警務課長及び警察署長は、緊急を要すると認める場合及びその他連絡事項等を同時に伝達する必要があると認める場合には、一斉指令通話を行うことができる。

(非常措置)

第9条 警務課長は、天災、事変その他非常の事態が発生し、若しくは発生するおそれがある場合又は通信施設に重大な障害が生じ、若しくは生じるおそれがある場合には、重要な通信の疎通を確保するため、臨時に通話を制限し、又は拡張する等必要な措置を講じるものとする。この場合、機動通信課長と緊密な連携を保つものとする。

(業務の代理)

第10条 警務課長は、不在の場合に限り、その業務をあらかじめ指定した者に行わせることができる。

第4章 通信施設の新設・変更等

(通信施設の新設等)

第11条 所属長は、通信施設の新設、増設、移転及び変更を必要とする場合は、使用開始の30日前までに電話工事申請書(別記様式第2号)及び次の各号に掲げる資料各2部を添えて警察本部長に申請しなければならない。

- (1) 建物の新築を伴うもの 当該建物付近の略図及び設置場所の見取図
- (2) 建物の新築を伴わないもの 現施設の位置及び移転又は変更後の設置場所の見取図

(臨時使用)

第12条 所属長は、臨時電話の架設を必要とする場合は、使用開始30日前までに前条に準じて申請しなければならない。ただし、災害警備その他急を要するときは電話その他により連絡の上、事後速やかに書面により申請しなければならない。

(破損機器修復手続)

第13条 所属長は、電話機又は交換機等を破損若しくはその機能を損傷したときは電話機等修復申請書(別記様式第3号)により、速やかに警察本部長に申請しなければならない。

附 則

この訓令は、平成16年9月16日から施行する。

附 則(平成26年3月17日警察本部訓令第4号)

この訓令は、平成26年3月31日から施行する。

(別記様式 略)